

固定式火災探知警報装置の電力供給源に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式火災探知警報装置の電力供給源に関する事項

改正理由

固定式火災探知警報装置の非常電源に関する要件については、SOLAS 条約に詳細な規定がないことから、機器メーカーでは、非常電源として当該装置内蔵の蓄電池を使用する等様々な仕様で設計している。IACS は安全性確保の観点から、2009 年 9 月に固定式火災探知警報装置の非常電源についての取扱いを明確にする統一解釈 SC35 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC35 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 固定式火災探知警報装置への給電についての要件を規定した。
- (2) 非常電源を蓄電池から給電する場合の要件を規定した。
- (3) 非常電源を非常配電盤から給電する場合の給電線の配線方法を規定した。